平成２４年（フ）第９５５９号
東京都練馬区東大泉６丁目31―27―112
債務者　久松冨美男
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５６０号
千葉県香取市牧野139―１　イーリスⅡ101
債務者　飯田　紗弓
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５６２号
東京都町田市中町１丁目21―16―502
債務者　濱野　恭孝
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５６８号
埼玉県新座市東北２丁目２―31―404
債務者　中山　孝治
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５７２号
千葉県茂原市新小轡178―３―206
債務者　緒方　宏昭
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５７３号
東京都荒川区荒川３丁目70―２―102
債務者　鈴木　秀男
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５７５号
東京都中央区新川２丁目17―10―502
債務者　山村　知弘
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５７６号
東京都板橋区高島平１丁目72―13―701
債務者　高田　憲一
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５７７号
神奈川県大和市下鶴間1943―３
債務者　横山サトミ
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５７８号
東京都大田区南六郷２丁目35―１―324
債務者　白須賀一吉
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５７９号
東京都品川区豊町２丁目11―６　アネックス21―302
債務者　福士　弘治
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５８０号
埼玉県八潮市大字大曽根160―５
債務者　薄葉　祐司
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５８１号
東京都練馬区氷川台２―19―４、住民票上の住所群馬県館林市松原１丁目４―21
債務者　山本　健二
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５８２号
神奈川県海老名市杉久保南２丁目12―24
債務者　石切山奈保子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５８３号
東京都目黒区緑が丘１丁目15―８―1158―102
債務者　山本　　純
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部